

令和7年第6回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年6月23日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和7年6月23日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室221

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 7号 農地転用（農業用施設）届出について
日程第 3 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第36号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第37号 非農地通知の発出について
日程第 7 議案第38号 農用地利用集積等促進計画の諮問について
日程第 8 議案第39号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	欠	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 42分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和7年第6回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会につきましては、1番 光永委員さんがお見えでないという事で、現在は11名の出席です。11名で本総会を開会とさせていただきます。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。6番 山本委員さん、7番 津田委員さん、両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第6号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

（事務局朗読報告）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号5号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号5号について報告します。6月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。場所は●●●●のある交差点を●●●●に2kmぐらい行った所に、左に入る橋があって、そこから200mぐらい行った所に申請地があります。申請地を見ると倉庫が建っておりましたが、届出人の奥さんが農作業をされていたので聞いたのですが、40年以上前に建てられたものだそうです。その間、農地等に悪い影響はないですし、届け出を受け付けて問題ないかと見てきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございます。この案件につきまして、ご質疑はありませんか？質疑がないようですので、以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

日程第3 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号33、34号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。





に●●と書いてありますけど、譲受人の住宅がありましてですね、住宅のすぐそばなんですよ。譲渡人は●●●●●●なんですけど、90近い高齢の方でして、ここは以前から●●さんが借り受けて、家庭菜園という事で利用していた所なんですけども。譲渡人も高齢であるし、離れているので、引き続き譲り受けて家庭菜園で使いたいと、譲受人が申し出たため話がまとまったという事です。くぼんだような土地なんですけど、家庭菜園として使うには適当で、特に問題はなかろうと思います。畑として利用されるそうです。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号14号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。14号について報告いたします。6月13日に、農業委員事務局、農業委員、推進委員で現地の確認及び調査をいたしました。図面番号35-14をご覧ください。

申請地は、●●●●から●●●●●●を●●●●に1km走って、●●●●●●を●●●●●●があるんですが、それを左側に入り、約6km走り、左側に500m入った向原町●●●●の申請地です。地目は畑で、第2種農地3筆297.77㎡です。申請者は今現在、●●●●●●に住んでおられます。申請者は相続した土地が、先代により無許可で墓地、庭敷き、蔵などを建設されており、この度、始末書を付して転用を申請するものです。周辺の農地に悪影響がない事から、やむを得ないものとして認めました。詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。

さい。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。続きまして、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第36号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員さんの調査報告を行います。受付番号9号について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号9号についてご説明申し上げます。今月9日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。場所ですが、35-9をご覧いただきたいと思えます。ここは非常に遠い場所なんですけど、●●から●●●●●という●●がございます。それを●●よりしばらく進んで行きますと、●●という集落に入ります。川向こうは●●●でございます。今回の申請の場所ですが、●●のすぐ横に3筆が、少し離れた所に1筆と、計4筆がございます。最初の3筆ですが、水路等に崩落しており、かなりの面積の土砂が入っております。それにより水が水路より入るので、田んぼに水生植物が沢山生えておりました。イノシシが多いので畦畔がやられておりました。これは4筆全てです。しかし、この場所は草刈りはされておられました。それはというのは、隣に●●さんという方が住んでおられますが、雑草を生やすとイノシシが来るから、仕方がないから刈るんだと。その集落に●●しかないんですが、集落全部を自分が刈るとおっしゃられていました。現況に関してですが、耕作の用に復帰することは難しいと判断しました。詳しい事は別紙資料をご覧いただきたいと思えます。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○藤原委員

まわりに迷惑がかかるから草を刈っておられるという事なんですけど、原野に戻ると草刈りはされないんですかね？

○境江委員

今まで通りだと思います。ただその集落には●●●しかいらっしやらないので、いらっしやらなくなったらその集落の農地は全てダメになるんじゃないかと。山が迫ってきている場所ですからね。

○田中会長

現地調査に行くだけでも大変な場所だと思いますよ。

その他ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。議案第36号 非農地証明申請について、申請通り受理とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第36号 非農地証明申請については、受理することに決しました。次にまいります。

日程第6 議案第37号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の皆さん、ご意見、補足説明等があれば、ご発言をお願いします。

○藤原委員

16から21まで、地区担当推進委員と私で6月17日に現地を確認してみました。現地はですね、大体、●●●●から●●の奥に山があるんですけど、ずっと谷川が流れていますが、昔は谷川沿いに棚田の耕地が、田んぼがあったみたいなんです。みたいなんですとは、実際現

地に行きますと、30cm近くの自生したのか植えたのか分かりませんが、昔の田んぼの形跡が残っているのは石垣が所々見える感じですよ、昔は水さえあれば田んぼにして作っていたんでしょうね。見た所では、田んぼとかいう体をなしていないんですね。途中で●●●●がありまして、●●●●より上の方の山も奥まで行っている所なんです。なかなかこの辺だろうなという感じしか。なかなか。谷が2筋あって、1つは●●●●を挟んで●●●●へ向けて左側の●●●●という山があるんですけど、その谷あい場所なんです。そこにつきましても、なかなか分かりにくいという事で、地主さんに聞いてみましたけど、杉林みたいになっているところで、何年も前から作っていないという事で、現状は山みたいな所です。到底、耕地に戻すことはできないような所です。非農地通知の発出もやむを得ないんじゃないかと思います。現状見た状況はそんなところですよ。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。この案件につきまして、全体を通してご意見、ご質疑等ございましたか？現状ほとんど林野化して、水田の形態が見て取れるようになっていないと説明がございました。質疑なりご意見ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し採決に入ります。議案第37号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第37号 非農地通知の発出につきましては、承認することに決しました。次へまいります。

日程第7 議案第38号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第38号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第38号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

日程第8 議案第39号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。質疑及び意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

整備計画では、市全体で474ヘクタール減少するということですね。旧八千代町は指定地番表示になっているということですね？

○事務局

はい、八千代町はすでに指定地番表示になっています。

○田中会長

あとの5町は、反対であったということですかね。指定になっていないものを表示していたということですか？

○事務局

農振農用地でないものを表示してあったという事ですが、今回からは農振農用地に指定するものを表示するという変更のようです。

○田中会長

その他、質疑及び意見はございませんか？ 質疑、意見がないようですので、採決に入ります。議案第39号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、諮問のとおり認定する事に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第39号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、諮問の通り認定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。慎重審議大変ありがとうございました。これをもちまして令和7年第6回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時12分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

6 番委員

7 番委員